

府内初

河内長野市が「コロナ差別を許さないまち」を宣言

～同市の人権市民団体と共同宣言、相談会・パネル展示も実施～

河内長野市

令和2年10月16日

河内長野市（島田智明市長）は10月16日、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち宣言」を発した。同様の趣旨についての宣言は府内で初めて。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、同感染症に関連した差別や偏見、誹謗中傷など人権侵害事象が全国的に発生している。他県では、県外ナンバーの車が帰省時に罵声を浴びせられたり、クラスターが発生した学校や施設の関係者が差別的言動を受けたりした事象が報道されている。

同市では、このような差別事象は現時点では確認されていないが、同市における罹患者は59人に上っている（10月13日現在）。同市は全国の状況を踏まえ、市内においても人権侵害事象が発生する危険性が高まっていると判断。「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意を、迅速かつ効果的に市民等へ周知・啓発するために同宣言を発するに至った。

同宣言を発するにあたり、同市で人権啓発・擁護活動を市民の立場から推進している同市人権協会（山本忠行会長）が、宣言の趣旨に賛同し、両者で協議した結果、共同宣言とすることになった。

同宣言を受けて、同協会では「ストップ！コロナ差別 人権相談」を10月19日～11月30日までの平日午前9時から午後5時30分、同市役所で実施する（電話相談可）。また、11月4日～12月16日には同市役所1階市民サロンでコロナ差別や近年の感染症をテーマにした人権啓発パネル展示を実施する。

同市の島田市長は「いかなる理由があろうとコロナ差別は決して許されません。市民の皆さんは正しい情報・知識に基づいた冷静な行動をお願いしたい」。同協会の山本会長は「医療・介護従事者などのエッセンシャルワーカーへ感謝と応援を」と呼び掛けていた。

添付書類

・「新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち宣言」

問い合わせ 河内長野市総合政策部人権推進課

（電話0721-53-1111）

河内長野市はコロナ差別を決して許しません

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の兆しが見えません。市民は不安を抱えながら日々の生活を送っています。感染の予防に努めても、この感染症を完全に防ぐことは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になる可能性があります。

一方で、感染者や医療・介護従事者、その家族などに対する差別や偏見、誹謗中傷など、人権を侵害する出来事が新聞等で報道されています。他県では、クラスターが発生した学校や施設の関係者が差別的言動を受けるという憂慮すべき事態も起こりました。

河内長野市と河内長野市人権協会は、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと、今後も市民一人ひとりが力を合わせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりを進めることを、ここに宣言します。

【河内長野市・河内長野市人権協会共同宣言】

新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち宣言

1 互いに認め合い、思いやり、市民全員で感染症に打ち勝ちましょう！

感染することを恐れている人、仕事に不安のある人、家族の安全を心配する人、自分が感染することで周囲への影響を気にかける人…。誰もが感染症の当事者になる可能性があります。だからこそ、互いに認め合い、相手を思いやる気持ちを持って、市民全員でこの感染症に打ち勝ちましょう。

2 正しい情報と知識による冷静な行動で、人とのつながりを大切にしましょう！

デマや差別を助長する発言は、私たちの社会や身近な人とのつながりを分断してしまう危険性があります。感染者は自粛ルールを守らない人という誤った認識が一部で見られ、誹謗中傷がネット上に書き込まれています。偏見にとらわれず、正しい情報・知識に基づいた冷静な行動で、人と人とのつながりを大切にしましょう。

3 生活を支えてくれるすべての人たちに感謝し、応援しましょう！

新型コロナウイルス感染症の治療法はまだ確立していません。医療・介護従事者を始め社会機能の維持に貢献している人たちは不安と闘いながら働いています。これらの人たちへの差別的な言動は決して許されません。私たちの生活を支えてくれるすべての人たちに感謝するとともに、ねぎらいの気持ちで応援しましょう。

令和2年10月16日

河内長野市・河内長野市人権協会

新型コロナウイルス感染症からあなたの心と社会を守るためにできること

コロナ差別に関連する 人権感覚チェック



新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、差別や偏見、誹謗中傷など、人権を侵害する出来事が全国的に起こっています。あなたの心と社会を守るために、今一度、あなたの人権感覚をチェックしてみませんか。

1 チェック

誰もが何か不安を持っている今だからこそ、互いに認め合い、助け合う行動を心がけている。



5 チェック

私たちの生活を支えてくれるすべての人たちに感謝するとともに、ねぎらいの気持ちで応援している。



2 チェック

偏見にとらわれず、人と人のつながりを大切にしている。



4 チェック

インターネットやSNSの書込みの情報はすぐに信用せず、公的機関の情報を見たり聞いたり、身近な人と話してから行動につなげている。



3 チェック

無責任に他人の個人情報をインターネット上や噂話で流していない。



人権に関する相談はこちらへ。ひとりで悩まずご相談ください。

秘密は守ります

◆人権あれこれ相談(人権協会)

電話、面談どちらでも
TEL:0721-53-1111
<平日午前9時～午後5時30分>

◆人権相談(人権擁護委員)

市役所での面談相談です。市役所人権推進課へ電話予約を(TEL:0721-53-1111)
<火曜日午前10時～午後1時(祝日除く)>

ほかにもあります人権に関する相談窓口(法務省の相談窓口)

◆みんなの人権110番…TEL:0570-003-110
(平日午前8時30分～午後5時15分)

◆インターネットによる人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>



河内長野市・河内長野市人権協会(河内長野市原町1丁目1番1号)